

令和3年度税制改正 個人課税の重要ポイント（大型改正はなし）

令和3年度の税制改正大綱が昨年12月24日に閣議決定されました。このまま3月末に国会で承認されると見られます。個人課税に関するもの（所得税、相続・贈与など）で重要なものをご紹介します。

＜所得税＞		
住宅ローン控除	改正前	改正後
・ 所得・床面積要件	合計所得金額が 3,000万円 以下の人で、床面積は 50㎡以上 の住宅 	左記に加えて、合計所得金額が 1,000万円以下 の場合は、床面積 40㎡以上 に 緩和 （契約・入居時期は下記）
・ 契約・入居時期要件	新築住宅の場合、 令和2年9月末 （分譲住宅なら令和2年11月末）までに契約し、 令和3年末 までに入居。	新築住宅の場合、 令和3年9月末 （分譲住宅なら令和3年11月末）までに 契約 し、 令和4年末 までに 入居 。
・ 今後の留意点	住宅ローンの控除率1%を下回る借入金利が多くなっているため、 <u>令和4年にも控除率の見直し（引き下げ）がなされる可能性がある。</u>	
退職所得課税		
退職所得控除の制限	改正前	改正後
	従業員の退職所得（退職所得控除後）に対してその半半（1/2）に対して課税。	勤続年数5年以下で退職の場合、 300万円超（退職所得控除後の額） には 1/2課税の適用なし
＜相続税・贈与税＞		
教育資金の一括控除	改正前	改正後
・ 残額の相続税対象	贈与者の死亡前3年以内 になされた 贈与の内、相続開始時の残額のみ が相続税の対象 	令和3年4月1日以降 の教育資金の贈与について、相続開始時の残額 全て が相続税の対象となる
・ 孫等への2割加算	適用なし	令和3年4月1日以降の贈与については 適用あり
住宅取得資金の贈与	改正前	改正後
非課税枠縮小の延期	令和3年4月以降は非課税枠が 縮小する予定 だった	令和3年12月末までの贈与については 縮小しない 。
土地の固定資産税	改正前	改正後
課税標準額の据置き	令和3年度が3年に1回の 評価替え の年に該当する。	令和3年に限り、固定資産税評価額が上がっても原則として 据え置く 。
事業承継税制	改正前	改正後
後継者役員要件の緩和	先代経営者である被相続人が 60歳未満 で死亡した場合は、後継者がその時点で役員でなくても適用可能	左について「 70歳未満 」に 改正 又は、後継者が特例承継計画に「特例後継者」として記載されている者である場合も適用可能。

教育資金の**一括贈与は3月末までだと有利**ですので、検討されてはいかがでしょうか。

@ 1月の予定

- 1/12 ・ 12月分源泉所得税
- ・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 2/1 ・ 11月決算法人の確定申告
- ・ 2,5,8月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 **検索**

